



令和8年4月
 大阪市立福小学校 保健室
 新1年生 特別版

にゅうがく ご入学おめでとうございます



保健室では、子どもたちが元気に、安心して学校生活を送れるように、サポートしてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。つきまして、小学校生活が始まるにあたり、保健室からお伝えしたいことがございます。内容をご覧ください。



ていしゅつしよるい 1. 提出書類について



保健室から提出していただきたい書類が4枚ございます。入学式でお渡しした封筒の中をご確認ください。たくさんの書類がありますが、4月から始まる健康診断や、今後の学校保健の参考にするためのものです。お子さまの普段の健康状態について、一緒に話しながら、正確に記入してください。書類の締め切りは**4月13日(月)**です。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

スポーツ振興センター加入同意書

スポーツ振興センターについては、下記で詳しくご説明しています。ご確認ください。

健康調査票

表面に記入していただく緊急連絡先については、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。裏面については、お子さまの健康状態に当てはまる項目があれば○をつけてください。定期健康診断で学校医の先生に診ていただく際の参考にさせていただきます。

心臓検診調査票

結核検診調査票

しんこう 2. スポーツ振興センターについて

学校生活において、子どもたちの安全はすべての教育活動に優先される大切なもので、本校でも、安全管理・安全教育に努めています。しかし、多くの子どもたちが活動する学校では、残念ながら事故(けが)発生を完全に防ぐことは難しい現状にあります。そこで、学校では『日本スポーツ振興センター』という学校災害共済制度に加入しております。



診療点数の合計が500点を超えている場合に申請が可能となります。保護者の負担額は460円です。この共済制度への加入は、法律上は任意となっておりますが、学校生活の中での怪我に備えるため、通常は加入していただく制度です。そのため本校ではすべての児童が加入しています。詳しくは、同封している「加入のごあんない」というプリントをご覧ください。よくお読みのうえ、同意書をご記入いただき、お子さまに持たせてください。

3. 定期健康診断について

毎年4月から6月にかけて、定期健康診断を実施します。今年度の日程や、持ち物等、詳しい内容については「ほけんだより 全学年版」に記載しています。必ずご確認ください。特に、学校医が来校し診ていただく項目(内科・耳鼻科・眼科・歯科)は、1年に1度しかありません。日程をご確認いただき、なるべくお休みのないよう、ご協力お願いいたします。疑問点などございましたら、いつでも保健室までご連絡ください。

★保健調査票の裏面の「整形外科」の項目に○があるお子さまについては、後日、個別で「運動器検診調査票」をお渡しします。ご家庭でご記入いただき、内科検診までに担任の先生を通して、保健室まで提出してください。



4. 保健室の利用について



保健室は、学校でけがをしたときや、体調が悪くなったとき、心がしんどいときに利用します。骨折や頭部の打撲など、緊急性の高いと判断したけがや、体調不良の場合は、健康調査票に記載されている電話番号へ学校からご連絡します。連絡が取れない場合、受診や対応が遅れてしまうことがあります。また、子どもが一人で帰宅することはできません。そのため必ずお迎えをお願いしています。ご理解とご協力をお願いいたします。また、お迎えの必要がない場合でも、保健室を利用した場合は、来室理由や処置などを記入した【保健室からの連絡】用紙をお渡ししています。ご家庭でもご確認ください、様子をご覧ください。

※保健室では、薬は渡せません。

5. 感染症の出席停止について

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 (発症日を0日とする。)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺は舌下腺腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 (発症日を0日とする。)
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

これらの感染症は、学校安全法施行規則第19条で出席停止が定められています。元気になったように見えても、他の人に感染させてしまう可能性があるため、出席停止期間は自宅療養していただくようお願いいたします。(※出席停止の期間は医師の判断により感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。ご家庭だけで判断せず、必ず医師の指示により登校させてください。) 診断を受けた児童が、各学級4,5名程度でクラスの広範囲にわたる場合、学級休業等の措置がとられます。